

不在者投票の手続きについて

1. 投票用紙等の請求

選挙人名簿に登録されている市町村
(上越市)の選挙管理委員会へ請求

「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入のうえ、郵送してください。
※住所欄は、確実に郵便物が届くように、アパート名や部屋番号なども詳しく記入してください。

上越市では、オンライン請求もご利用いただけます。
市ホームページの選挙コーナー又は電子申請コーナーから手続きを検索のうえ、手続きしてください。

2. 郵送されてきた投票用紙等の受取り



※注意

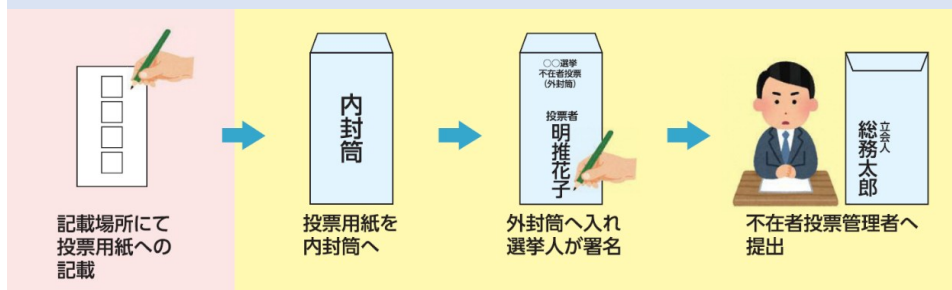
これらは、まとめて透明ビニール袋に入っています。
開けずに、投票する場所に持参してください。

滞在先又は行きやすい市町村の選挙管理委員会へ出向く
※具体的な場所や受付時間は、各選挙管理委員会にお問い合わせください。

3. 不在者投票

投票済みの投票用紙等は、投票用紙交付元(上越市選挙管理委員会)に郵送されますので、郵送されてきた際の封筒等も持参してください。

封筒を職員に提出後、本人確認のうえで、次の手続きを行います



今回の県知事選挙では、不在者投票ができる期間は5月15日(金)から5月30日(土)までですが、請求から投票までは日数を要します。
投票済みの投票の送付期間も考慮し、余裕をもってお早めの手続きをお願いします。